

## 独立行政法人国立公文書館役員の任命の公表について

独立行政法人国立公文書館長は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定により、下記のとおり独立行政法人国立公文書館の役員を任命し、同条第5項の規定に基づき、令和7年4月1日に内閣総理大臣に届け出たので、これを公表する。

令和7年4月1日

独立行政法人国立公文書館  
館長 鎌田 薫

記

古矢 一郎  
独立行政法人国立公文書館理事に任命する

(令和7年4月1日付)